

ご寄附に感謝

- 余市町社会福祉事業費の一部として
・大乗寺 一金 100,000円
(故 石塚 康子殿 追善供養として)
○余市町まち・ひと・しごと創生推進プロジェクト
応援寄附金として
・株式会社Mu 代表取締役 寺尾 卓宏
一金 1,000,000円
(敬称略、金額や氏名など寄附者の希望により掲載
をしない場合があります。)



秋さけ密漁防止月間

北海道では、9月1日から10月31日までを「秋さけ密漁防止月間」と定め、密漁の未然防止のための啓発活動を行うとともに、取締機関や民間団体等と連携しながら、巡回パトロールや指導取締り等の活動を行うこととしています。

秋さけ資源の保護と密漁の撲滅に向けた取組みへのご理解と、密漁者を見つけた場合には、最寄りの警察署や振興局水産課、漁協への連絡など、ご協力をお願いします。

河川内(内水面)でさけ・マス釣りはできません。また、海面・内水面にかかわらず、引っ掛け釣りは禁止されています。

問合せ 北海道後志総合振興局 産業振興部
水産課 漁業管理係
☎0136-23-1394

「広報よいち」へのご意見をお聞かせください

町民の皆さんの「広報よいち」に対する思いをこれからの広報誌づくりに役立てたいと考えています。

受付：右の二次元コードから



問合せ 政策推進課 広報統計係 ☎21-2117

よいちの人口

令和8年7月30日現在

人口 16,525人 (ー 13)
男性 7,719人 (+ 1)
女性 8,806人 (ー 14)
世帯数 9,417世帯 (+ 1)

※カッコ()内の数字は前月比

令和2年国勢調査(確定値)

人口 18,000人 世帯数 8,283世帯

異動の内訳

転入 68人
転出 51人
出生 4人
死亡 31人
その他 3人

【税務課からのお知らせ】

～今月の税～

納期限

町道民税 3期
国民健康保険税 3期

9月25日(金)

夜間納税相談窓口をご利用ください

日時：9月18日(金)
17:30～19:00

場所：役場1階税務課窓口

※事前予約制



督促状について

納期限以降も納付がない方については、納期限から20日以内に督促状を送付します。

督促状発付日から、督促手数料(100円)を加算して納付する必要があります。

<よくある質問>

Q.すでに納付したのに督促状が届きました。

A.納付方法によっては、納付の確認に時間がかかるため、行き違いで督促状が送付される場合があります。

Q.督促状を放置するとどうなりますか？

A.督促日から10日を経過しても、納付や納税相談がない場合は、法律(地方税法等)に基づき、財産(預貯金、給与等)を調査し差押を行うことがありますので、絶対に放置せず納付、納税相談をしてください。

納税にお困りの方へ

町税は納期限までに納付することになっていますが、病気や収入の減少等の事情がある場合には、分割による納付など、個々の実情に応じた納税相談を受けています。

納税にお困りの方は一人で悩まずに、税務課納税係へご相談ください。



問合せ 税務課 納税係 ☎21-2116



水道広報誌「よいみず」を発行しています

水道課では、余市町の水道に関する情報などを掲載した広報誌「～よいち水道だより～よいみず」を発行しています。広報誌は町ホームページでご覧いただけます。二次元コードを読み取ると掲載ページにアクセスできますので、水道に関する情報収集にぜひご活用ください。



問合せ 水道課 業務係 ☎21-2130